

令和7年第1回

富谷市議会定例会議案書

令和7年2月20日提出

富 谷 市

令和7年第1回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	9
議案第 3 号	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	3 9
議案第 4 号	富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	4 3
議案第 5 号	富谷市職員の育児休業等に関する条例及び富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	4 7
議案第 6 号	富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	5 3
議案第 7 号	鷹乃杜防災センター条例の一部改正について・・・・・・・・	5 5
議案第 8 号	富谷市の地域包括支援センター事業における人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	5 7
議案第 9 号	富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止について・・・・	6 1
議案第 10 号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	6 3

議案第11号	とみや子育て支援センター条例の一部改正について	66
議案第12号	富谷市都市公園条例の一部改正について	69
議案第13号	令和6年度富谷市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第14号	令和6年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第15号	令和6年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第16号	令和6年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第17号	令和6年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第18号	令和6年度富谷市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第19号	令和6年度富谷市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第20号	令和7年度富谷市一般会計予算	別冊
議案第21号	令和7年度富谷市市営墓地特別会計予算	別冊
議案第22号	令和7年度富谷市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第23号	令和7年度富谷市介護保険特別会計予算	別冊
議案第24号	令和7年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第25号	令和7年度富谷市下水道事業会計予算	別冊

議案第26号 令和7年度富谷市水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊

議案第27号 富谷市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

議案第28号 富谷市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

諮問

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 75

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 76

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 77

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の公布により，懲役及び禁錮が廃止され，これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることとなったことに伴い，関係条例について所要の改正を行うもの。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第19条 略 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められ	第1条～第19条 略 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められ

改 正 後	現 行
ているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 6～8 略 第20条～第24条 略	ているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 6～8 略 第20条～第24条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 富谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年富谷市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第22条 略 附 則	第1条～第22条 略 附 則

改 正 後	現 行
第1条・第2条 略 (経過措置) 第3条 略 2～4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 6 第5項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 略 第4条 略	第1条・第2条 略 (経過措置) 第3条 略 2～4 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 6 第5項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 略 第4条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年富谷町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略

改 正 後	現 行
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行をうけることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略 第5条～第13条 略	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行をうけることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略 第5条～第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第4条 富谷市ラブホテル建築規制条例（昭和59年富谷町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第10条 略 (罰則) 第11条 第4条の規定に違反した者又は第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 2 略 第12条・第13条 略	第1条～第10条 略 (罰則) 第11条 第4条の規定に違反した者又は第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 2 略 第12条・第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例の一部改正)

第5条 富谷市議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例（昭和63年富谷町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略

改 正 後	現 行
(権利の喪失) 第 5 条 議員礼遇者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、前 2 条の規定による礼遇の権利を失う。 第 6 条・第 7 条 略	(権利の喪失) 第 5 条 議員礼遇者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、前 2 条の規定による礼遇の権利を失う。 第 6 条・第 7 条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 6 条 富谷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年富谷市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第 1 条～第 5 2 条 略 第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 1 条～第 5 2 条 略 第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

改 正 後	現 行
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第56条・第57条 略	第56条・第57条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた

者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 2 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

国の一般職の職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第18条の2 略 （期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u> 4～6 略 第19条の2・第19条の3 略 （勤勉手当） 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えては	第1条～第18条の2 略 （期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略 第19条の2・第19条の3 略 （勤勉手当） 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えては

改 正 後	現 行
ならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合に</u> <u>は100分の48.75</u>、<u>12月に支給する</u> <u>場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 第21条～第24条 略	ならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> _____を乗じて得た額の総額 3～5 略 第21条～第24条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100

25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600

55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	

	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400				
	95		299,700	347,800				
	96		300,100	348,200				
	97		300,300	348,400				
	98		300,600	348,800				
	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					

	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 (初任給, 昇格, 昇給等の基準)	第1条～第4条 略 (初任給, 昇格, 昇給等の基準)
第5条 略	第5条 略
2～5 略	2～5 略
6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸	6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上

改 正 後	現 行
_____とすることを 標準として規則で定める基準に従い決定する ものとする。	<u>であるものにあつては、3号俸)</u>とすることを 標準として規則で定める基準に従い決定する ものとする。
7～10 略	7～10 略
第5条の2～第9条 略 (扶養手当)	第5条の2～第9条 略 (扶養手当)
第10条 略	第10条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生 計の途がなく主としてその職員の扶養を受け ているものをいう。 _____ _____	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生 計の途がなく主としてその職員の扶養を受け ているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者
3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶 養親族(次項において「扶養親族たる子」とい う。)</u>については1人につき1万3,000円、 <u>前項第2号から第5号までに掲げる扶養親族 については1人につき6,500円とする。</u>	3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号か ら第6号までに掲げる扶養親族については1 人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶 養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>に ついては1人につき1万円_____とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する 日後の最初の4月1日から満22歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間_____	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する 日後の最初の4月1日から満22歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下「特</u>

改正後	現 行
_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u>	<u>定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u></u>
5 前各項に規定するもののほか、<u>扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	
<u>第11条 削除</u>	<u>第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が</u>

改 正 後	現 行
	<u>離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>３ 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(１) 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(２) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u> <u>(３) 職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつ</u>

改 正 後	現 行
第 1 1 条の 2 ・ 第 1 1 条の 2 の 2 略 (住居手当) 第 1 1 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第 1 1 条の 5 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(職員を居住させるため市が設置する宿舍その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 ・ 3 略 (通勤手当) 第 1 1 条の 4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合	<u>た場合</u> 第 1 1 条の 2 ・ 第 1 1 条の 2 の 2 略 (住居手当) 第 1 1 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第 1 1 条の 5 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____ _____が居住するための住宅(職員を居住させるため市が設置する宿舍その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 ・ 3 略 (通勤手当) 第 1 1 条の 4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>(以下この項から第 3 項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合

改正後	現 行
の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第５項において「運賃等相当額」という。）。 _____ _____ (2) 略 (3) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分	の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第３号において「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５万５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５万５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５万５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 略 (3) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分

改 正 後	現 行
係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）	期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
(2) 略	(2) 略
4 前項の規定は、新たに 給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等 を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定に	4 前項の規定は、<u>国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち</u>、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定に

改正後	現 行
よる通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。	よる通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
<u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	
<u>6 略</u>	<u>5 略</u>
<u>7 略</u>	<u>6 略</u>
<u>8 略</u>	<u>7 略</u>
<u>9 略</u> (単身赴任手当)	<u>8 略</u> (単身赴任手当)
第11条の5 略	第11条の5 略
2 略	2 略
3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u> _____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住	3 <u>国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住</u>

改 正 後	現 行
居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 _____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 略 第11条の6～第18条 略 (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第9条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第9条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の_____午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 略 第11条の6～第18条 略 (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第9条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第9条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

改正後	現 行
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、7,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____ _____ _____ (2) 略 4 略 (期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」 _____とする。 _____とする。	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____ _____ _____とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、7,000円を超えない範囲内において規則で定める額<u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u> (2) 略 4 略 (期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。

改 正 後	現 行
4～6 略 第19条の2・第19条の3 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> _____を乗じて得た額の総額 3～5 略 第21条・第21条の2 略	4～6 略 第19条の2・第19条の3 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 第21条・第21条の2 略

改 正 後	現 行
(特定の職員についての適用除外) 第 2 1 条の 3 第 5 条第 3 項から第 1 0 項まで 及び第 1 0 条 _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員には適用しない。 第 2 2 条～第 2 4 条 略	(特定の職員についての適用除外) 第 2 1 条の 3 第 5 条第 3 項から第 1 0 項まで 、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 1 条の 2 の 2 及び 第 1 1 条の 3 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員には適用しない。 第 2 2 条～第 2 4 条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000

15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		

75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		

	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第9項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号俸の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

7 第2条改正後給与条例第11条の4第4項及び第11条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

9 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年富谷市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則別表（附則第4項関係）

号俸の切替表

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1

16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29

46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	

76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			

106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 3 号

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第32号）及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うことに加え，地域経済及び社会情勢等の変化，類似団体や県内自治体の報酬，給料等を考慮し，議会議員の議員報酬額及び特別職の職員で常勤のものの給料額を改定するもの。

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 (期末手当)	第1条～第4条 略 (期末手当)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の175</u> とする。	3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の170</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 (期末手当)	第1条～第4条 略 (期末手当)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の172.5</u> とする。	3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の175</u> とする。

改 正 後		現 行	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	471,000円	議長	410,000円
副議長	389,000円	副議長	339,000円
議員	366,000円	議員	319,000円
別表第2 略		別表第2 略	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）	第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）
第4条 略	第4条 略
2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の175</u> とする。	2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の170</u> とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第4条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）	第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）

改 正 後	現 行																
第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の172.5</u>とする。 第5条～第7条 略 別表（第3条関係） <table> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>市長</td><td><u>836,000円</u></td></tr> <tr> <td>副市長</td><td><u>757,000円</u></td></tr> <tr> <td>教育長</td><td><u>653,000円</u></td></tr> </table>	職名	給料月額	市長	<u>836,000円</u>	副市長	<u>757,000円</u>	教育長	<u>653,000円</u>	第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の175</u>とする。 第5条～第7条 略 別表（第3条関係） <table> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>市長</td><td><u>812,400円</u></td></tr> <tr> <td>副市長</td><td><u>735,000円</u></td></tr> <tr> <td>教育長</td><td><u>634,000円</u></td></tr> </table>	職名	給料月額	市長	<u>812,400円</u>	副市長	<u>735,000円</u>	教育長	<u>634,000円</u>
職名	給料月額																
市長	<u>836,000円</u>																
副市長	<u>757,000円</u>																
教育長	<u>653,000円</u>																
職名	給料月額																
市長	<u>812,400円</u>																
副市長	<u>735,000円</u>																
教育長	<u>634,000円</u>																

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の報酬等条例」という。）及び第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 号

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

国の特定任期付職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

第1条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

改 正 後	現 行
-------	-----

改正後	現行
第1条～第7条 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号。以下「給与条例」という。) 第4条, 第5条, 第8条, 第10条及び第11条の3 _____の規定は, 特定任期付職員には, 適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条, 第9条第3項, 第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については _____ _____, 給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷町条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と, 給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と, 給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。 第9条 給与条例第10条_____, 第11条の2の2及び第11条の3の規定は, 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤	第1条～第7条 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号。以下「給与条例」という。) 第4条, 第5条, 第8条, 第10条, 第11条, 第11条の3及び第20条の規定は, 特定任期付職員には, 適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条, 第9条第3項及び第19条第2項 _____の規定の適用については, 給与条例第3条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)」とあるのは「, 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と, 給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷町条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と, 給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と, 「100分の127.5」とあるのは「100分の175」 _____とする。 第9条 給与条例第10条, 第11条, 第11条の2の2及び第11条の3の規定は, 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤

改 正 後	現 行
務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） には適用しない。 2 略 第10条 略	務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） には適用しない。 2 略 第10条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用日）

- 2 第1条の規定による改正後の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項で「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 5 号

富谷市職員の育児休業等に関する条例及び富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について

富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）及び富谷市職員
の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号）の一部を別紙のとおり
改正する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年
法律第76号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市職員の育児休業等に関する条例及び富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

(富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を次の
ように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第17条 略 (部分休業の承認) 第18条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認につい ては、1日につき、当該非常勤職員について1 日につき定められた勤務時間から5時間45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常 勤職員が生後満1年に満たない生児を育てる ための勤務時間条例第18条の規定に基づく 休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年 法律第76号)第61条の2第20項 _____の規定による介 護をするための時間(以下「介護をするための 時間」という。)の承認を受けて勤務しない場 合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、 かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をする ための時間の承認を受けて勤務しない時間を 減じた時間を超えない範囲内で)行うものとす る。 第19条～第22条 略	第1条～第17条 略 (部分休業の承認) 第18条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認につい ては、1日につき、当該非常勤職員について1 日につき定められた勤務時間から5時間45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常 勤職員が生後満1年に満たない生児を育てる ための勤務時間条例第18条の規定に基づく 休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年 法律第76号)第61条第32項において読み 替えて準用する同条第29項の規定による介 護をするための時間(以下「介護をするための 時間」という。)の承認を受けて勤務しない場 合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、 かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をする ための時間の承認を受けて勤務しない時間を 減じた時間を超えない範囲内で)行うものとす る。 第19条～第22条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第8条の2 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	第1条～第8条の2 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の3 略	第8条の3 略
2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 略	3 略
4 前3項 _____ の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u> 」 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	4 <u>第1項及び前項</u> の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号</u>

改 正 後	現 行
_____ (職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第２項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１５条第１項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」 _____と読み替えるものとする。	に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは _____「第１５条第１項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、_____「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
５ 略 第９条～第１４条 略 （介護休暇） 第１５条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事	５ 略 第９条～第１４条 略 （介護休暇） 第１５条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

改 正 後	現 行
情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2・3 略	2・3 略
第15条の2～第17条 略	第15条の2～第17条 略
<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u>	
<u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u>	
<u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年</u>	

改 正 後	現 行
<u>の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第17条の3 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 第18条 略	第18条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 6 号

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富谷町条例第38号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年富谷町条例第３８号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条 略 （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第２条第１３項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第２条第１５項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 第３条～第５条 略	第１条 略 （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略 第３条～第５条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 7 号

鷹乃杜防災センター条例の一部改正について

鷹乃杜防災センター条例（平成 5 年富谷町条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

新設する空調設備の使用料に関する事項について定めるため、所要の改正を行うもの。

鷹乃杜防災センター条例の一部を改正する条例

鷹乃杜防災センター条例(平成5年富谷町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																
第1条～第10条 略	第1条～第10条 略																
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）																
1 略	1 略																
2 特別使用料 入場料を徴収する場合は、 <u>前項の表</u> の3倍の額とする。	2 特別使用料 入場料を徴収する場合は、 <u>この表</u> の3倍の額とする。																
<u>3 空調機使用料</u> <u>空調機による冷房及び暖房を使用する場合は、次の区分により、冷暖房使用料を徴収する。この場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。</u>																	
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>冷暖房使用料（次項に掲げる暖房使用料を除く。 1時間につき。）</th></tr><tr><td rowspan="4">一階</td><td>第1和室</td><td>110円</td></tr><tr><td>第2和室</td><td rowspan="3">50円</td></tr><tr><td>調理室</td></tr><tr><td>ホール</td></tr><tr><td rowspan="4">二階</td><td>第1会議室</td><td rowspan="4">50円</td></tr><tr><td>第2会議室</td></tr><tr><td>研修室</td></tr><tr><td>ホール</td></tr></table>	区分		冷暖房使用料（次項に掲げる暖房使用料を除く。 1時間につき。）	一階	第1和室	110円	第2和室	50円	調理室	ホール	二階	第1会議室	50円	第2会議室	研修室	ホール	
区分		冷暖房使用料（次項に掲げる暖房使用料を除く。 1時間につき。）															
一階	第1和室	110円															
	第2和室	50円															
	調理室																
	ホール																
二階	第1会議室	50円															
	第2会議室																
	研修室																
	ホール																
<u>4 略</u>	<u>3 略</u>																
<u>5 略</u>	<u>4 略</u>																

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の鷹乃杜防災センター条例第3条の規定による使用許可の手續及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 8 号

富谷市の地域包括支援センター事業における人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

富谷市の地域包括支援センター事業における人員及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年富谷町条例第18号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正に伴い、所要の改正
を行うもの。

富谷市の地域包括支援センター事業における人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富谷市の地域包括支援センター事業における人員及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年富谷町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (基本方針) 第2条 略 2 地域包括支援センターは、<u>条例第6条に規定する富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)</u> _____の意見を踏まえて、 適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (職員に関する基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する<u>常勤の職員の員数(協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略	第1条 略 (基本方針) 第2条 略 2 地域包括支援センターは、<u>富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会(条例第6条に規定する富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)</u>の意見を踏まえて、 適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (職員に関する基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する<u>常勤の員数</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略

改正後	現 行												
2 <u>前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会_____において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="150 1572 764 2004"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人</td><td>第1項各号に掲げる</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人	第1項各号に掲げる	2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="791 1572 1410 2004"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人</td><td>前項各号に掲げる</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人	前項各号に掲げる
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準												
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人												
おおむね1,000人	第1項各号に掲げる												
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準												
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人												
おおむね1,000人	前項各号に掲げる												

改 正 後		現 行	
以上2,000人未満	者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	以上2,000人未満	者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第2号</u> 又は <u>第3号</u> に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> 又は <u>第3号</u> に掲げる者のいずれか1人

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止について

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成9年富谷町条例第12号）を別紙のとおり廃止する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

高額療養費制度における、自己負担限度額を超えた分に対する現物給付の普及に伴い、基金による貸付の必要性がなくなったことから、廃止するもの。

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

富谷市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成9年富谷町条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年富谷
町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第１５条 略 （食事の提供の特例） 第１６条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的 保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわら ず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対 する食事の提供について、次項に規定する施設 （以下「搬入施設」という。）において調理し 家庭的保育事業所等に搬入する方法により行う ことができる。この場合において、当該家庭的 保育事業者等は、当該食事の提供について当該 方法によることとしてもなお当該家庭的保育事 業所等において行うことが必要な調理のための 加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えな ければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設 ，保健所，市町村（特別区を含む。第２１条 第２項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理</u> <u>栄養士</u>により，献立等について栄養の観点か らの指導が受けられる体制にある等，<u>栄養士</u> <u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われる こと。 (3)～(5) 略 ２ 略 第１７条～第４９条 略	第１条～第１５条 略 （食事の提供の特例） 第１６条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的 保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわら ず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対 する食事の提供について、次項に規定する施設 （以下「搬入施設」という。）において調理し 家庭的保育事業所等に搬入する方法により行う ことができる。この場合において、当該家庭的 保育事業者等は、当該食事の提供について当該 方法によることとしてもなお当該家庭的保育事 業所等において行うことが必要な調理のための 加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えな ければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設 ，保健所，市町村（特別区を含む。第２１条 第２項において同じ。）等の<u>栄養士</u> _____により，献立等について栄養の観点か らの指導が受けられる体制にある等，<u>栄養士</u> _____による必要な配慮が行われる こと。 (3)～(5) 略 ２ 略 第１７条～第４９条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

とみや子育て支援センター条例の一部改正について

とみや子育て支援センター条例（平成 28 年富谷市条例第 44 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の一部改正及びこども家庭センターの設置に伴い、所要の改正を行うもの。

とみや子育て支援センター条例の一部を改正する条例

とみや子育て支援センター条例（平成28年富谷市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 （設置） 第2条 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定するこども家庭センターの母子保健事業を行い、 母子保健、育児に関する悩み等の相談に円滑に対応し、もってきめ細やかな子育て支援を図るため、子育て支援センター（以下「センター」という。）を設置する。 2 略 第3条・第4条 略 （利用対象者） 第5条 センターの利用対象者は、市内に居住する妊産婦並びに乳幼児及びその保護者（以下「妊産婦等」という。）とする。 2 略 （業務内容） 第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2) 略 (3) 心身の不調又は育児への不安があることなどから手厚い支援を要する妊産婦及び乳幼児の心身の健康の保持・増進に対する支援計画の作成に関すること。 (4)・(5) 略	第1条 略 （設置） 第2条 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に定める母子健康包括支援センターが行う業務のほか、妊産婦（同法第6条第1項に規定する妊産婦をいう。）及びその家族（以下「妊産婦等」という。）からの母子保健、育児に関する悩み等の相談に円滑に対応し、もってきめ細やかな子育て支援を図るため、子育て支援センター（以下「センター」という。）を設置する。 2 略 第3条・第4条 略 （利用対象者） 第5条 センターの利用対象者は、市内に居住する妊産婦等 とする。 2 略 （業務内容） 第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2) 略 (3) 心身の不調又は育児への不安があることなどから手厚い支援を要する妊産婦等に対しての支援プランの策定及び評価 に関すること。 (4)・(5) 略

<u>(6) 妊産婦又は乳幼児の健康診査及び保健指導に関すること</u> <u>(7) 略</u> 第7条～第11条 略	<u>(6) 略</u> 第7条～第11条 略
--	----------------------------

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

富谷市都市公園条例の一部改正について

富谷市都市公園条例（昭和 52 年富谷町条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 37 9 号）の一部改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市都市公園条例の一部を改正する条例

富谷市都市公園条例（昭和 5 2 年富谷町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第 1 条～第 2 条の 6 略 （園路及び広場） 第 2 条の 7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び同令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせる床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略 第 2 条の 8～第 1 9 条 略	第 1 条～第 2 条の 6 略 （園路及び広場） 第 2 条の 7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び同令第 2 1 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせる床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略 第 2 条の 8～第 1 9 条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

富谷市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により，市道路線を別紙のとおり廃止する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市高屋敷西土地区画整理事業に伴い，市道高屋敷 16－1 号線の終点位置及び市道高屋敷 13－1 号線の起点位置が変更になるため，市道路線を廃止するもの。

別紙

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
9 2 7	高屋敷 1 6 - 1 号線	富谷市富谷高屋敷 5 1 番 1 地先	
		富谷市富谷北沢 2 4 番 1 地先	
9 2 8	高屋敷 1 3 - 1 号線	富谷市富谷北沢 2 4 番 1 地先	
		富谷市杜乃橋二丁目 6 6 番 8 地先	

議案第 28 号

富谷市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により，市道路線を別紙のとおり認定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市高屋敷西土地区画整理事業及び太子堂地区の開発行為に伴い，市道路線として新たに 3 路線を認定するもの。

別紙

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
9 2 7	高屋敷 1 6 - 1 号線	富谷市富谷高屋敷 5 1 番 1 地先	
		富谷市富谷仏所 2 2 6 番 1 1 1 地先	
9 2 8	高屋敷 1 3 - 1 号線	富谷市高屋敷 2 6 番地先	
		富谷市杜乃橋二丁目 7 8 番地先	
9 7 4	太子堂 6 - 2 1 号線	富谷市太子堂一丁目 1 6 3 番 1 8 地先	
		富谷市太子堂一丁目 1 6 3 番 8 3 地先	

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 中 村 幸 子

生年月日 [REDACTED]

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 中鉢勝利は，令和7年6月30日をもって任期満了となるため。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 永 野 憲 子

生年月日

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 福井公美子は、令和7年6月30日をもって任期満了となるため。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 奥 山 育 男

生年月日 [REDACTED]

令和7年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 武弓恵扶子は，令和7年6月30日をもって任期満了となるため。